



平成18年(行ウ)第703号

原告 吉澤文寿外9名

被告 国

2007年11月21日

証拠説明書 (5)

東京地方裁判所民事第38部2係A 御 中

原告訴訟代理人

弁護士	東	澤	靖
同	川	口	和子
同	二	関	辰郎
同	小	町	谷育子
同	魚	住	昭三
同	古	本	晴英
同	張	界	満

甲号証 番号	標 題 (原本・写しの別)	作成者 作成年月日	立 証 趣 旨
20	意見陳述書	写し 原告崔鳳泰 2007年 (平成19 年) 3月6 日	韓国政府を相手に、日韓会談文書の開示請求訴訟を提起するなどして、日韓会談文書の全面公開を実現させた経験から、日本においても、日韓会談文書の公開を実現させることが、戦後処理問題の全面的な解決に資する重大な意義を有すること
21	講演録	写し 原告崔鳳泰 2006年 (平成18 年) 12月 16日	同上
22	意見陳述書	写し 原告李金珠 2007年 (平成19 年) 3月6 日	大韓民国の国民が、日本政府に対して戦後補償を求めた訴訟で、日韓協定の締結により、日本政府には、被害を受けた韓国の国民に対する賠償責任がないとする裁判例が多数存在していることを背景に、現実には戦争被害を受けた高齢の被害者らが、日韓協定締結に至る過程の日韓会談において、戦後補償問題についてどのような協議や交渉が行われているのかを知ることにつき、重大な関心を寄せていること
23	意見陳述書	写し 原告吉澤文 寿 2007年 (平成19 年) 3月6 日	日韓会談を研究する学者の立場から、日韓会談文書の実証的点検を通じて、日韓会談における問題点等を明確にすることが、今後の日韓両国の友好に結びつき、また、日本と朝鮮人民共和国との関係について考察するのに重要な意義を有すると考えていること
24	報告書	原本 弁護士二関 辰郎 2007年 (平成19 年) 11月 15日	外務省が、当初、不開示決定をし、本件訴訟提起後に、その処分を撤回した、日韓会談第4次会談の記録文書には、当初の不開示処分時に、すでに韓国の情報公開法に基づいて現実に入手できる文書と同一内容の文書が多数含まれていたこと
25	行政改革委員会 行政情報公開部 会 第47回議 事録	写し 行政改革委 員会行政情 報公開部会 1996 (平成8) 年7月19 日	情報公開法の制定過程において、行政改革委員会行政情報公開部会の塩野宏部会長代理が、開示請求に対して期限内に回答しない場合に不開示処分とみなす規定が置かれていない趣旨について、「60日間で必ず答える」「日本の行政官は、そこはきちんと60日以内でちゃんとやるというふうに、あのときはそういうふうにまとめたはず」などと説明していること

26	平成18年度における情報公開法の施行の状況について(概要)	写し	総務省 2007年 (平成19年)9月7日	平成18年度の1年間において、外務省は、30日以内に開示決定等をしなかった件数が35件、延長した期限までに開示決定等をしなかった件数も15件と突出して多く(2頁)、法11条を適用して通知した期限までに開示決定等をしなかった件数も、全行政庁で186件あるうち、外務省が182件を占めているなど、情報公開法の明文の規定や法の趣旨に反する運用を行う姿勢が顕著であること
27	『これでいいのか情報公開法—霞ヶ関に風穴は開いたか—』(抜粋)	写し	中島昭夫 2005年 (平成17年)9月26日	ジャーナリストが、実際に情報公開法を活用して多数の情報公開請求を行った経験から、行政庁の中で、外務省が突出して、情報公開法で定められた開示期限等を遵守しない事例が多いことを指摘していること